地方公共団体における地球温暖化防止に資する事業・制度の例について

. 民生(家庭)部門に関する事業・制度例

- 1. 太陽光発電システム導入資金融資制度(神戸市)
- 2. 彩の国の家 住まいるローン(埼玉県)
- 3. 環境保全活動助成金交付制度(横浜市)

. 運輸部門に関する事業・制度例

- 1. エコカーレンタル事業(西宮市)
- 2. パーク・アンド・ライド事業(金沢市)
- 3. ガイドウェイバスシステム(名古屋市)
- 4. 環境(エコ)定期(神戸市)
- 5. 天然ガストラック普及促進助成事業(千葉県)

. エネルギー転換部門に関する事業・制度例

- 1. 湖国 21 世紀記念事業協会「びわこ・お陽様基金」への支援(滋賀県)
- 2. ひょうごグリーンエネルギーファンド(兵庫県)

. 事業者に関する事業・制度例

- 1. 中小企業環境保全資金融資制度(広島市)
- 2. エコアップ事業(東京都)
- 3. 神戸市民の環境を守る条例に基づく環境保全協定(神戸市)

. 総合的な事業・制度例

1. 環境確保条例に基づく措置(東京都)

. 民生(家庭)部門に関する事業・制度例

1.太陽光発電システム導入資金融資制度(神戸市)

部門		民生 (家庭)
種類		太陽光発電システム支援事業
実施主体		神戸市
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
	手法	規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化) 経済的手法 (税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
		自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
		【目的】 自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止を推進すること
		【内容】 自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する市民に対して、資金の融資を行う
		<融資条件>
		融資限度額 200 万円(融資申し込み金額は1万円単位)
	内容	償還期間 償還方法 10年以内(元利均等月賦償還)
		融資利率 年4% (固定金利 = 償還期間中変動なし)
事業		利子補給割合 利子補給後の実質個人負担金利 <u>年2%</u>)
・制度の概要	手続	神 戸 市
	根拠	条例 規則 要綱 協定 なし
効果		自然エネルギーの利用促進
1	構考	

2.彩の国の家 住まいるローン(埼玉県)

種類 省エネルギー型住宅普及促進事業 実施主体 埼玉県 対象 家庭 事業者 地方公共団体 規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化) 経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金) 自主的取組(自主協定、自主的計画) 環境投資(社会基盤整備、システム整備) 【目的】 生活の基本である住まいを、より質の高いものへと誘導し、魅力ある「彩の国	づく
対象 家庭 事業者 地方公共団体 規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化) 経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金) 自主的取組(自主協定、自主的計画) 環境投資(社会基盤整備、システム整備)	づく
規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化) 経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金) 自主的取組(自主協定、自主的計画) 環境投資(社会基盤整備、システム整備)	づく
経済的手法経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)自主的取組(自主協定、自主的計画)環境投資(社会基盤整備、システム整備)	づく
手法 自主的取組(自主協定、自主的計画) 環境投資(社会基盤整備、システム整備)	づく
自主的取組(自主協定、自主的計画) 環境投資(社会基盤整備、システム整備)	づく
	づく
【目的】 生活の基本である住まいを、より質の高いものへと誘導し、魅力ある「彩の国	づく
り」を進める	
【内容】 一定の住宅建設基準を満たした良質な新築住宅を建設あるいは購入する県民に	対し
て、県と取扱金融機関が資金面で協力して、マイホーム資金の一部を低利で融	資す
る制度。住宅建設基準には基準項目と選択項目があり、選択項目には「地球に	ちさ
しい住まい」といった視点が盛り込まれているのが特徴。貸付限度額は 1000 万	ī円
事 内容 <融資対象住宅の要件 > 業	
基準項目(建設資金一戸建) 選択項目	_
基準項目 (建設資金ー戸建) 選択項目 住宅床面積: 125~280m² 次のうち1項目以上を選択 敷積面150m²以上 (ア)地球にやさしい住まい	1
住宅金融公庫の融資 + 前面道路幅:4m以上 + (イ)人にやさいに住まい	
(外構の計画) ※いずれも公庫基準金利適用	_
住宅の寸法・耐震性の基準 住宅の基準+ α	ノ
建設資金(一戸建)融資及び審査の流れ	
計画承認	right .
手続 申請受付 → 計画承認	
・ 建設場所、敷地面積要件、住宅面積要件	
選択項目の内容・ 景観・まちなみへの配慮	
根拠 条例 規則 要綱 協定 なし	
効果 環境保全型住宅の普及	
備考	

表 「彩の国の家 住まいるローン」住宅建設基準の概要

建設資金 (一戸建)融資の場合

住まいるローンの住宅建設基準には、[基準項目]と[選択項目]があります。 「基準項目]は全てに適合すること、「選択項目]はア~ウの3種類の中から1種類以上を選択することになります。

「基準項目)

次の(1)~(7)全ての項目に適合すること。

(1)住宅の形態

一戸建て形式の専用住宅であること。

(2)住宅面積

住宅の延べ面積が、125 ㎡以上 280 ㎡以下であること。

(3)敷地面積

敷地面積が、150㎡であること。

(4)前面道路幅員

融資の対象となる土地は、幅員4m以上の道路に接していること。

(5)住宅の居住性・耐震性

- 居住性:住宅の寸法について、次の各項目に適合していること。 (a)主な居住室(和室を除く)の床から天井までの高さは、 $240 \,\mathrm{cm}$ 以上であること。
 - (b)主な居住室(和室を除く)の主な出入り口の高さは、190cm以上であること。
 - (c) 主な居住室(和室を除く)の主な出入り口の有効幅は、75cm以上であること。
 - (d)主な廊下の有効幅員は、78cm以上であること。

住宅内の設備機器については、次のものを設置すること。

- (e)トイレ設備は、節水型のものとする。
- (f)給湯設備は、省エネルギー型のものとする。

耐震性:「埼玉県高耐震住宅建設基準(戸建住宅)」に適合していること。

(6)景観・まちなみへの配慮

景観・まちなみに関する下記の項目のうち、当該建物に係る事項について配慮すること。 なお、2,3,5,6,の項目については必ず配慮すること。

美しく風格のある建物として、次のことに配慮すること。

- 配置:既存樹木の利用、近隣への配慮など
- 形態:周辺景観をリードするデザイン、街路から見たデザイン、屋根の形態など
- 材料:外壁(色、質感等)屋根(色、質感等)など 3.
- 細部:窓、窓辺のデザイン、玄関のデザインなど 4
- 塀:池垣(二重植栽、シンボルツリー、四季への配慮等)、門、塀のデザインなど

彩りあふれた外部空間として、次のことに配慮すること

- 緑化:街路から見たデザイン、近隣との間の植裁、庭の植裁など
- アプローチ:門から玄関までのアプローチのデザイン(飛び石、タイル仕上げ等) オープンスペース:照明、彫刻、エクステリアファニチャー、舗装、緑化など
- 付属施設:駐車場、物置、ポンプ室等の形態、色彩、緑化など

(7)住宅性能保証制度

原則として(財)住宅保証機構の行う「住宅性能保証制度」を利用すること。ただし、他の同等の制度を利用する場合 は除く。

「選択項目]

次の(ア)~(ウ)の中から1種類以上を選択すること。

- (ア)地球にやさしい住まい...省エネルギー型の住宅
- (イ)人にやさしい住まい ...バリアフリー型の住宅
- (ウ)県産材仕様の住まい …県内で生産された材料を使用した住宅

(ア)~(ウ)の各項目ごとに建設基準がありますので、次からの解説をご覧ください。

(ア)地球にやさしい住まい

住宅金融公庫の基準金利適用住宅[省エネルギータイプ]の住宅基準に適合すること。併せて、次のA~Cの17項目の 中から合計2項目以上を選択すること。

5

7

13

- A. 省エネルギーの住まい
 - 厚い断熱材の使用
- 2
- 省エネルギー型暖・冷房設備の設置
- 二重サッシの使用 3 温室または廃熱塔の設置

11 太陽熱温水器の設置

生ごみの自家処理

外壁又はバルコニーの緑化

9 敷地の周長の3/4以上を池垣化

浸透枡等の雨水の地下浸透施設の設置

- B . 自然環境と調和した住まい
 - 屋根・屋上の緑化
 - バッファゾーン(緩衝地帯)の形成
 - 緑被率65%以上
- C. 資源の有効利用の住まい
 - 10 太陽光発電設備の設置

 - 雨水貯留タンクの設置 12 センチュリーハウジングシステム住宅の採用
 - 15 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出
- 16 その他「地球にやさしい住まい」の工夫

上記に挙げたものの他に工夫したことがある場合、計画承認申請書裏面の附表に記入してください。

(イ)人にやさしい住まい

住宅金融公庫の基準金利適用住宅[バリアフリータイプ]の住宅基準に適合すること。併せて、次のA~Bの16項目 の中から合計2項目以上を選択すること。

- A 高齢者等にやさしい住まい
 - 便所内に手すりを設置
 - 階段足元灯および3路スイッチの設置
 - 浴室内にすべりにくい床素材を使用
 - 浴室と脱衣室の段差解消
 - 使いやすいスイッチ (大型スイッチ)の使用
 - 廊下に手すりを設置 6
 - 半埋込式浴槽および腰掛けベンチの設置
 - 外構・アプローチのバリアフリー
 - 移動用リフト等の設備の設置
- B . 子育て支援の住まい
 - 10 防音措置を施した部屋の設置
 - 使いやすい水洗器具の設置
 - フローリング等の部屋の設置
 - 庭に全面的に遊び場を設置 13
- C. 高度情報化対応の住まい
 - 14 主な居室に電話端子を設置
 - 15 情報専用回線等の設置
 - 17 その他「人にやさしい住まい」の工夫

上記に挙げたものの他に工夫したことがある場合、計画承認申請書裏面の附表に記入してください。

(ウ)県産材使用の住まい

住宅金融公庫の基準金利適用住宅の住宅基準に適合すること。併せて、次の県産材の中から1品目以上を合計50万円 以上使用すること。

この基準の対象となる県産材は、別に県が指定する組合に加入している業者の取扱いに係るものとします。

3.環境保全活動助成金交付制度(横浜市)

部門		民生 (家庭)
種類		市民団体への支援事業
実施主体		横浜市
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
		経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
	手法	 自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
	,	【目的】 地域に根ざした環境保全活動を広く展開し、快適な市民生活に欠かすことができない
		良好な環境の確保、よりよい都市環境の保全及び創造を図ることを目的とする。
		【内容】 環境保全を主たる目的とする市民団体による自主的な環境保全活動に対し助成金を交
		付。
		< 助成の種類 >
		ステップアップ・アシスト 環境保全活動の充実・発展を意図した新たな取組を内容と する活動に対する助成
		イニシャル・アシスト 環境保全活動開始後3年未満の団体に対する助成
事業		<助成の対象となる団体> (1)環境保全を主たる目的として活動する特定非営利活動法人及び任意の市民団体
•		(2)活動開始後1年以上経過し、次年度以降も継続して活動する見込みがある団体
度	内容	(3)横浜市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、主たる活動を横浜市内で実施している団体
制度の概要		<助成の対象となる活動>
要		(1)自然環境の保全創造に関する活動 (2)水辺環境の活性化及び整備に関する活動
		(3)環境美化及び緑化に関する活動
		(4)都市環境の改善のための活動
		(5)省資源、省エネルギー及びリサイクルに関する活動
		(6)その他環境の保全創造に関する活動
		<助成の対象外>
		(1)公共団体又は公共団体が設立した団体による活動
		(2)営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動
		(3)横浜市が実施している他の助成制度による助成を受けている活動 (4)他の団体が企画募集する活動
		(4)他の国際が正画祭業する冶動 (5)観光、レクリェーション等を目的とする活動
		(6)その他市長が適当でないと認めた活動
		<助成の対象となる活動費の範囲>
		(1)講演会、研究会等の開催に要する費用
		(2)イベントの開催に要する費用
		(3)印刷、出版に要する費用
		(4)調査に要する費用
		(5)その他

内容	
手続根拠	交付申請 助成金交付 申請書、事業活動計画書等の提出 よ 素例 規則 要綱 協定 なし 活動の実施 定及び通知 こ活動の実施 告書、活動 成果等報告書、収支決 算書などを提出 素例 規則 要綱 協定 なし 活動の実施 と書書、活動 成果等報告書、収支決 算書などを提出 提出
効果	都市の緑化、廃棄物の減量、自家用車の走行量抑制
備考	

. 運輸部門に関する事業・制度例

1.エコカーレンタル事業(西宮市)

部門		運輸
種類		エコカーレンタル事業
実施主体		西宮市、西宮地区低公害車普及等推進協議会
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
		経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
	手法	自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
		【目的】 低公害車の利用促進
		【内容】 利用者が低公害車を選択した場合、市の低公害車普及等推進協議会がレンタル料金の
		一部を補助。
		H- C 110470
		<対象自動車>
		天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車など
車		<補助額>
事業	内容	車種 通常レンタル料 補助金 自己負担額
制度		CNG車(バン) 4,500円 4,500円 0円
度の		CNG車(バン) 7,000円 5,600円 1,400円
の概要		CNG車(セダン) 7,000円 5,600円 1,400円
要		電気自動車(RV)10,000 円8,000 円2,000 円ハイブリッド車(セダン)11,500 円9,200 円2,300 円
		CNG車(大型セダン) 18,000円 14,400円 3,600円
	手続	電話で(㈱神 戸エコカー へ 使 用 日 時、車種等 予約 A を 行 い、「レンタ ルカーチケ ット」を受 け取る J 利用日に直 接、(㈱神戸 エコカーで 出発手続き エコカーモ ニターアン ケート」の 回答表を提 出。
	根拠	条例 規則 要綱 協定 なし
効果		低公害車の普及促進
備考		東京都では低公害車に係る駐車料金の割引制度を実施中。

2.パークアンドライドシステム【K.Park】(金沢市)

部門		運輸
種類		パークアンドライドシステム事業
実施主体		金沢市、金沢都市圏パークアンドライドパイロットシステム実施協議会
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
	手法	経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
	于本	自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
		【目的】 平日の通勤用自家用車の都心部への乗り入れ抑制
		【内容】 登録者が郊外の商業施設の駐車場でマイカーからバスや電車に乗り換えて都心に通
		勤するパーク・アンド・ライド・システム。バスの専用定期券の割引率を高く設定
		して利用の促進を図っている。また、システム料金として、バス定期券のほか、駐
		車料金として商業施設の商品券を購入。
		走行時間の均一化のために、朝夕には専用バスレーンが設定される。
事業	内容	システム料金 = バス乗車代 + 駐車料金
•		
制度の概要		
概		利用駐車場 A店 B店 商品券
安		利用が 利用バス停 A地点 A地点 A店: 3,000 円
		K.Park 専用定期券 13,320 円 12,240 円 B店:5,000 円
		通常回数券(1ヶ月) 41,800円 13,600円
		協議会事務 協議会から 会員証を提 指定された
		局にメンバ 会員証を送 示して、シ 駐車場に駐 一登録(郵 付 ステムチケ 車し、路線 バスキレグ
	手続	便、FAX
		すって C 豆球
	根拠	条例 規則 要綱 協定 なし
効果		自家用車の走行量抑制、渋滞緩和
備	考	協議会事務局への登録者数(135 台 / 157 台) 駐車場が 157 台分

図 システムの概要

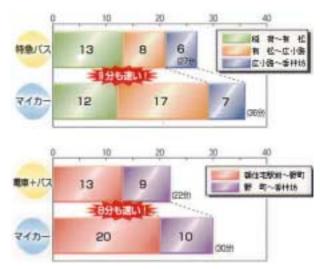


参考 通勤費の比較



17,200円 16,320円 ▶13,320円 15,540円

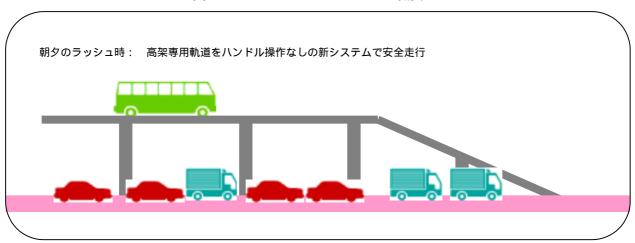
参考 所要時間の比較

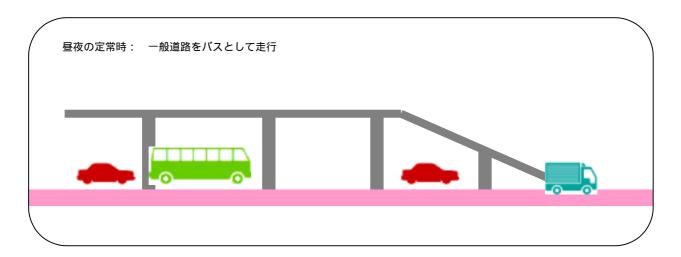


3.ガイドウェイバスシステム(名古屋市)

部門		運輸
種類		公共交通機関の基盤整備事業
実施主体		名古屋市住宅都市局都市計画部
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
		経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
	手法	自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
		【目的】 大規模開発に伴う交通需要及び交通渋滞対策
		【内容】 市内守山区志段味地区で進められている「志段味ヒューマン・サイエンス・タウン」
		構想に基づいて、大曽根~志段味支所間約 11 .3km のうち、デュアルモード性(高架
		専用軌道と平面一般道路を乗換なしでつなぐ)を生かし、交通混雑の激しい大曽根~
		小幡緑地間約 6.8km を高架専用軌道区間としてガイドウェイバスシステムを整備。
事業		<事業イメージ>
業・制度の概要	内容	(事業1メージ) 道路の中央分離帯上に設けた高架専用軌道を、車両の前後輪に取り付けた案内装置の誘導で走り、 さらに一般道路を同一車両で連続走行できる特性(デュアルモード)を備えている。
	根拠	条例 規則 要綱 協定 なし
効果		交通渋滞緩和
備考		

図 ガイドウェイバスシステムの概要





4.環境(エコ)定期(神戸市)

部門		運輸
種類		公共交通機関の利用促進事業
実施主体		神戸市交通局企画推進室
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
	手法	経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
		自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
		【目的】 休・祭日の自家用車走行の抑制
		【内容】 バスの通勤定期券あるいは大人用定期券の所有者は、降車時に「環境(エコ)定期」
		としての利用を進言することによって、同伴の家族の運賃が割り引かれる仕組み。通
		学定期券、その他の割引定期券は対象とならない。
		<対象者>
		通勤定期券所持者と同伴する同居の家族(複数可)
車		<料金>
事業・	内容	路線 料金 200 円 料金対キロ区間 均一区
		ま示系統内の 表示区間内の 同一系統であるが 定期券面 場合 場合 区間外の場合
制度の概要		所持人 - 100 円
要		大人 子供 普通運賃 大人 子供
		同伴家族
		(大人·子供) 100円 50円 600~790円 300円 150円
		800 円 400 円 200 円
		(通勤定期券
		人 定 期 券 期」として (均一区間 N 利用を進言 N)
	手続	
	根拠	条例 規則 要綱 協定 なし
効果		自家用車の走行量抑制、渋滞緩和
1	備考	

5.天然ガストラック普及促進助成事業(千葉県)

部門		運輸
種類		低公害車普及促進事業
実施主体		千葉県環境生活部
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
	手法	経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
	J //4	自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
		【目的】 ディ・ゼル自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質等による大気汚染の軽減
		を図り、県民の健康の保護と快適な環境を保全する
		【内容】 (社)千葉県トラック協会の会員が、天然ガストラックを貸借するために必要な費
		用を(社)千葉県トラック協会が補助する事業に要する経費を交付。
		, 1±04.77
重	内容	<補助率> 当該経費の1/3以内。貸借するトラック1台1月につき、5万5千円を限度とする
事業		日政経員の1/3以内。 貝伯するドブッグ・ローガにフさ、3月3十円をസ及とする
・制度の概要		<補助対象期間>
		1台の契約につき、契約期間又は、3年のいずれか短い期間を限度とする。
	手続	
		交付申請
		天然ガスト
		促進助成事
		付申請書を
		[1.提出]
	401000000000000000000000000000000000000	条例 規則 要綱 協定 なし
	根拠	千葉県補助金等交付規則及び交付要綱に基づく。
	1243/	
効果		低公害車の普及促進
備考		

. エネルギー転換部門に関する事業・制度例

1 . 湖国 21 世紀記念事業協会「びわこ・お陽様基金」への支援(滋賀県)

部門		エネルギー転換
種類		自然エネルギー供給事業
実施主体		湖国 21 世紀記念事業協会 びわこ・お陽様基金
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
	手法	経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
	于広	自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
		【目的】 自然エネルギーの普及促進
		【内容】 「びわこ・お陽様基金」は、県内 3 箇所に共同で太陽光による市民共同発電所を設
		置・運用し、自然エネルギーの利用促進の活動を行っている団体である。
		滋賀県の「湖国 21 世紀記念事業基本計画」を受け、設置された湖国 21 世紀記念事
		業協会は、これらの発電所の余剰電力に対し、発電量に応じて、買取価格の補填を
		行っている。
事業	内容	
•	NH	<補填制度概要>
制度		発電単価電力会社の補填金
の概要		■ 電力価格
要		
		1 kw 125 円 = 24.70 円 + 100.30 円
		「びわこ・ 余剰電力を 実際の発電
	T /+	お 陽 様 基 電力会社に 単価から売 電価格を引 電価格を引
		共同発電所 大同発電所
	手続	業を行う。 一/ 世紀記念事 業協会」が
		補填を行 う。
	根拠	
		自然エネルギーの利用促進
効果		日
備考		をモデルにしている。
		C C / / / C C C V I SO

2.ひょうごグリーンエネルギーファンド(兵庫県)

部門		エネルギー転換
種類		自然エネルギー供給事業
実施主体		兵庫県
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
	工 :+	経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
	手法	自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
車	内容	【目的】 グリーンエネルギーの地域での導入を促進するとともに、グリーンエネルギーに関する県民意識の向上 県民発電所から、二酸化炭素の排出しない「グリーン電力」を供給 エネルギーへの関心の高まりから、省エネ行動への取組みの促進 【内容】 県民・事業者等の融資による資金の拠出により、グリーンエネルギー県民発電所を建設する。 〈仕組み案〉 グリーン電力供給 電力会社 一般家庭等 発電収益
事業・制度の概要		県 民 発 電 所 (太陽光・風力)
	手続	県民、事業者等が、グリーンエネルギーファンドが、県民発電所を建設する (京利電力を電力会社に売電する。) ルギーファンドに拠出金を払う (京するとともに、新たな発電施設の建設費に充当する。)
1	根拠	条例 規則 要綱 協定 なし 環境の保全と創造に関する条例(平成7年7月18日 兵庫県条例第28号)第142条の規定に基づく。 (地球温暖化の防止に関する施策の計画的な実施) 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。
効果		自然エネルギーの利用促進
備考		

. 事業者に関する事業・制度例

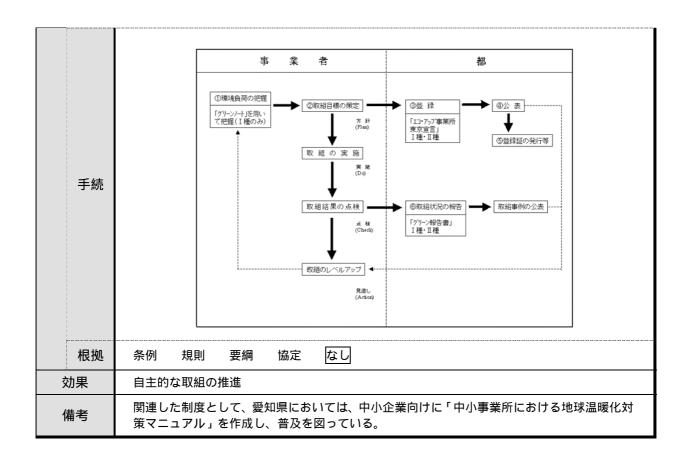
1 . 中小企業環境保全資金融資制度(広島市)

部門		全部門
種類		中小企業に対する環境保全対策費用の融資事業
実施主体		広島市
	対象	家庭 事業者 地方公共団体
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)
	手法	経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)
		————— 自主的取組(自主協定、自主的計画)
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)
		【目的】 中小企業における環境保全の促進
		【内容】 市内の中小企業及び当該中小企業者で構成する組合に対して、その事業活動に伴っ
		て生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害を防止するための資金、地球
		温暖化防止等地球環境の保全及び環境マネジメントシステムを導入するために必要
		な資金を融資。
		<対象者>
		市内に主たる事業所を融資、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者
		THE STATE OF
事業		<融資対象>
•		公害防止施設の設置に要す・ダイオキシン対策設備などの公害防止施設
制度の概要	内容	る資金の設置に要する資金
概		自動車排出ガスによる大気・電気自動車、天然ガス自動車、メタノール
要		汚染物質を低減するため低 自動車及びハイブリッド自動車の購入資金 公害車等を購入する資金 ・ 最新排出ガス規制基準に適合しないディー
		び苦単寺を購入する資金 ゼル貨物自動車及びバスを、適合車に買い
		換える資金
		環境保全に資する施設の設・特定オゾンの回収再利用型設備及び脱特定
		置に要する資金物質設備の設置費用
		・ 新エネルギーの導入施設及び資源リサイク ル施設の設置費用
		・ 省資源・省エネルギーのための設備の設置
		費用
		・ 節水機器・設備又は新たな水供給機器・設
		備の設置費用
		環境マネジメントシステム · IS014001 規格の認証取得に係る審査、コンサ の導入に要する資金 ルティング費用
		WHITE WAR
		と副の変更を行っ
		<融資要領>
		・ 運転資金(環境マネジメントシステムの導入費用) 2,000 万円以内 ・ 設備資金 5,000 万円以内
		・ 年利1.9%以下(原則 月賦償還)

手続	申請手続 「環境保全 施設設置等 計画承認申 請」を市経 済局へ提出					
根拠	条例 規則 <mark>要綱</mark> 協定 なし 広島市中小企業環境保全資金融資制度要綱に基づく					
効果	事業者の環境対策の推進					
備考						

2 . エコアップ事業(東京都)

部門		全部門						
種類		自主的な環境保全活動促進事業						
実施主体		東京都						
	対象	家庭事業						
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)						
	手法	経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)						
		自主的取組 (自主協定、自主的計画)						
		 環境投資(社会基盤整備、システム整備)						
		【目的】 事業	者の自主的な環境保全対策の促進・	支援、実効性の担保				
		【内容】 事業者が、自らの事業活動に伴って生じる環境負荷を低減させるための取組目標を自						
		主的に定めて、都に登録し、その取組結果を自己評価する仕組み。登録は、それぞれ						
		の事	業所の環境負荷の把握の度合いに応	じて「エコ・アップ事業所東京宣言(I種)」				
		また	は、「エコ・アップ事業所東京宣言(II種)」を選択することが可能。登録事業				
		者は	取組目標等を公表。					
		<登録の種類>						
車			I種	種				
事業		宣言	「エコ・アップ事業所東京宣言」(I種)に より宣言	「エコ・アップ事業所東京宣言」(種)に より宣言				
制			「グリーンノート」等を用いて事業活動に	環境に配慮した事業活動のなかから、でき				
制度の概要		内容	伴う環境負荷を把握し、それを低減するための取組目標を宣言する。	る範囲での取組行動などを宣言する ex事業所で使用する自動車はすべてアイド				
概要			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	リング・ストップを励行する				
•	内容							
		<登録	禄証とステッカー >	1000000				
		23.70	1種登錄事業所	エコ・アップ事業所東京宣言登録証				
		6	環境に配慮した事業活動に	7.46				
			取り組むことを宣言しました	# % I 40				
				和學作品本之				
		60.00	THE PERSON WAS	" A 1/2"				
		6	11種登録事業所	19 M A 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18				
		View of the control o	BURDICE BELEVE	44 (A / E f) TRAY				
			INNER STATESONS OF MARKET	この生発所は、周原三配塞した作業が動口 限力組むことを宣言いたしました。				
				ORDOTEST COMMISSION COM				
				** * II II ** **				
				K 11 11 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15				



3.神戸市民の環境を守る条例に基づく環境保全協定(神戸市)

部門		全部門				
種類		環境保全協定(根拠:神戸市民の環境を守る条例)に基づく事業者の自主事業の推進				
実施主体		神戸市				
	対象	家庭 事業者 地方公共団体				
		規制的手法(行為又は手続きの禁止、制限、義務化)				
	エンナ	経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金)				
	手法	自主的取組 (自主協定、自主的計画)				
		環境投資(社会基盤整備、システム整備)				
		【目的】 市と事業者が協働して,公害防止対策はもとより,事業者が行なう省エネや廃棄物の				
		減量化・リサイクルなど幅広い環境保全活動を促進させる				
		【内容】 市長と指定事業所(規定で定める事業所)に係る事業者との間で以下の事項に関する				
		活動について協定を締結。事業者は市に環境保全計画書及び環境保全報告書をもって				
		提出する。				
		(1) 環境管理体制の整備に関すること。				
		・環境保全に関する基本方針(基本理念) ・組織及び管理規程				
事業		・事業活動の環境への負荷の把握				
•		・環境保全に関する目標 ・環境保全計画				
制度の		・環境保全計画の実施状況等の確認				
の概要		・評価・見直し (2) 環境への負荷の低減に関すること。				
安	内容	(2) 環境への負担の風水に関すること。 ・省エネルギー行動				
		• 節水				
		・資源のリデュース、リユース・リサイクル ・事業活動における環境への配慮				
		・フロン対策				
		・自動車対策 ・環境に配慮した施設整備				
		・従業員教育				
		・地域社会への参画				
		(3) ほか,健全で快適な環境の確保のための活動に関すること				
		<対象分野>				
		、バネバリング 従来の公害防止対策だけでなく,省エネルギー,再生製品の使用,環境負荷の少ない材料の使				
		用などの幅広い環境保全活動を対象				
		TO CO TO THE PROPERTY OF THE P				

<締結対象事業者>

排出ガス量,排出水量,延床面積,資本金などが一定規模以上の事業所(神戸市民の環境をま もる条例施行規則で定める指定事業所の第2条)を有し,かつ,本協定の趣旨に賛同した環境 保全活動に積極的な事業者。なお,規則で定める規模以下の事業所を有する事業者であっても, 趣旨に賛同した環境保全活動に積極的な事業者についても同様に協定を締結。

(神戸市民の環境をまもる条例施行規則で定める指定事業所の第2条の要旨)

- ・大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設を有する事業所であって、定格排出ガス量が40,000m³/hまたは定格燃原料消費量が重油換算1,000リットル/h以上のもの
- ・水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する事業所であって、同条第1項に規定する公共用水域に排出する水の量が平均400m³/日以上のもの
- ・貨物自動車運送事業法第2条第6項に規定する特別積み合わせ貨物運送の事業を行い、かつ、当該事業の用に供する自動車を100台以上本市の区域内に有する事業者に係る事業所
- ・延床面積が $40,000 \,\mathrm{m}^2$ 以上であり、かつ、事業所、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、病院、診療所、学校などといった用途のうち 2 つ以上の用途に供する建築物に係る事業所
- ・資本金、基本金その他これらに準ずるものが5億円以上であって、本市の区域内に有する事業所の従業員数の合計が500人以上である事業者に係る事業所
- ・その他、市長が必要であると認める事業所

<神戸市の役割>

神戸市は,環境保全活動に必要な情報を提供したり,協定締結事業者間の情報交流,連携等を 推進するなどの支援事業に取り組むとともに、協定締結事業者の優れた環境保全活動について 積極的に広報することなどにより,環境保全活動の更なる推進を図る。

ただし、協定の内容に違反した場合のペナルティ規定はない。

事前準備 目標の設定 環境保全計 環境保全報 画書の作成 告書の作成 「環境管理 数値目標の 環境保全の 環境保全活 体制の整備 設定 動の取組状 に係る指 ための計画 手続 達成状況の を作成し、 況について 針」を参考 市長に提出 報告書を作 に環境管理 確認手段が 成し、市長 体制を整備 ある目標の に提出 選択 条例 規則 要綱 協定 なし 神戸市民の環境を守る条例(平成6年3月条例代52号)第40条の規定に基づく。 (環境保全協定の締結) 根拠 第40条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他健全で快適な環境の確保のために事業者が 行う自主的な活動を当該事業者と協働して促進するため,規則で定める事業所(以下「指定事業所」と いう。)について,指定事業所に係る事業者との間に,指定事業所において行う健全で快適な環境の確 保のため活動についての協定(以下「環境保全協定」という。)を締結することができる。 自主的取組の担保、74事業者と協定を締結 効果 備考

環境保全協定書

現況及び将来の神戸市民の健全で快適な環境を確保するため、神戸市(以下「市」という。)及び株式会社 (以下「事業者」という。)は、協働して、公害防止対策その他総合的環境保全活動を推進することを確約し、次のとおり協定する。

第1章 事業者と市の責務

(事業者の責務)

第1条 事業者は、自らの立場を自覚し、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って発生する公害を防止するために必要な措置を講ずるだけでなく、環境への負荷の低減その他環境保全活動を自主的に行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第2条 市は、環境保全に関する施策の策定及び実施に努めるとともに、情報の提供、事業者の 環境保全活動の市民への紹介など事業者の環境保全活動に対して必要な支援を行うよう努めなけ ればならない。

第2章 事業者の行う環境保全活動

(公害防止対策)

第3条 事業者は、その事業活動に伴う公害の発生の防止のための対策を実施するものとする。

(公害防止対策以外の環境保全活動)

第4条 前条に定めるほか、事業者は、総合的な環境保全活動を自主的に行うように努めるものとする。

2 事業者は、市の実施する環境保全に関する施策に協力するものとする。

(環境管理体制の整備)

第 5 条 事業者は、環境保全活動を継続的に実施し、及び向上させるため、組織の整備、環境保全計画の策定等環境管理体制の整備に努めるものとする。

第3章 緊急時の対応等

(事故時の対応)

第6条 事業者は、環境に重大な影響のある事故その他の緊急事態に対処するため、設備を整備 し、その事業に従事する者を訓練し、及び対応手順を確立しなければならない。

(苦情の処理等)

第7条 事業者は、その事業活動に伴って発生する公害等について、住民から苦情を受けたとき

は、誠意をもって、その解決に努めるものとする。

2 前項の場合において、その解決が困難であると当該苦情に係る当事者が認めたときは、当該当事者の申立てにより、市は、和解の仲介に努めるものとする。

第4章 細目の協議等

(細目の協議)

第8条 この協定に関して必要な細目については、市及び事業者が協議のうえ別に覚書で定める ものとする。

第5章 補則

(公表)

第9条 市は、この協定に関する事項について、企業上の機密を除き公表しうるものとする。

(施設を譲渡・貸与する場合の義務)

第 10 条 事業者は、その施設の全部又は大部分を譲渡又は貸与するときは、当該譲渡又は貸与する部分について、譲受人又は借受人に、この協定に基づく義務を承継させるよう努めなければならない。

(疑義の解決等)

第 11 条 本協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、本協定に定める事項に 疑義を生じたとき又は本協定を変更する必要が生じたときは、その都度、市及び事業者は協議を 行う。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者は記名押印のうえ、各自その 1 通 を保有する。

平成 年 月 日

神戸市中央区加納庁6丁目5番1号

神戸市

神戸市長 笹山幸俊(印)

神戸市 区 町

株式会社

代表取締役社長 (印)

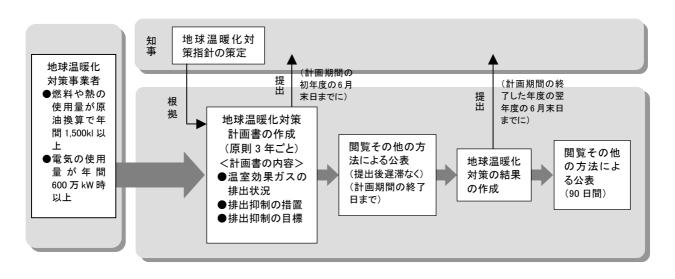
. 総合的な関する事業・制度例

1.環境確保条例に基づく措置(東京都)

部門		全部門				
種類		環境確保条例(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)に基づく措置等				
実施	実施主体東京都					
	対象	家庭 事業者 地方公共団体				
	手法	規制的手法 (行為又は手続きの禁止、制限、義務化) 経済的手法(税、課徴金、環境投資以外の事業への補助金) 自主的取組(自主協定、自主的計画) 環境投資(社会基盤整備、システム整備)				
		【目的】	環境	への負荷を低洞	はするための措置を定め、公害の発生源について必要な規制及び	
		緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な				
			生活	を営む上で必要	な環境を確保することを目的とする	
		【内容】	地球》	温暖化防止に関	引し、以下の項目について措置、規制などを施行(次ページ以降	
			に概要	要を図で示す)		
		図	番号	区分	概要	
事業	内容		507 1	事業活動におけ る環境負荷低減 の取組 (第6~9条)	エネルギー使用の多い事業者(燃料等の使用量が原油換算で年間 1,500kl 以上又は電気の使用量が年間 600 万kW時以上の事業者)は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を目標とした地球温暖化対策計画書を知事に提出するとともに、自ら公表することになる。計画の実績についても同様。	
· 制 度		[図 2	冷媒用フロンの 排出禁止及び破 壊処理 (第10~17条)	家庭用冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調機器、自動販売機等に使用されている冷媒用のフロン(CFC, HCFC, HFC)について、大気中への排出を禁止するとともに、回収したフロンは、原則として、破壊処理をしなければならない。	
の概要		[w o	建築物の建設に あたっての環境 配慮の取組 (第 18~25 条)	大規模建築物(延べ床面積が1万㎡を超える建築物)の建築主は、省エネルギー、省資源設計や自然エネルギー利用等を内容とする建築物環境計画書を建築前に知事に提出し、工事完了後は完了の届出をしなければならない。知事は、その概要を公表する。	
			図 4	自動車環境管理 計画書の提出 (第28~33条)	自動車を30台以上使用する事業者は、自動車の使用合理化や低公害車 の導入等を記載した自動車環境管理計画書を知事に提出し、また、その 実績を報告しなければならない。	
			図 5		自動車を200台以上使用する大規模な事業者は、事業の用に供する自動車の台数に対して知事が定める低公害車を平成17年度までに5%以上導入しなければならない。	
			1	ディーゼル車の 運行禁止 (第 37 ~ 42 条)	粒子状物質排出基準に適合しないトラックやバス等のディーゼル車は 都内での運行が禁止。なお、新車登録から7年間は規制の対象にならな い。7年を過ぎた場合でも、都が指定する粒子状物質減少装置を装着す れば基準適合車とみなす。	
			図 7	自動車購入時に おける環境情報 の説明の義務 (第47~48条)	新車の販売事業者は、条例の規制内容、自動車の排出ガスの量、騒音の 大きさ等を記載した書面を備え置き、その内容を自動車購入者に説明し なければならない。	
			⊠ 8	アイドリング・ス トップ (第 52~56 条)	自動車の運転者や使用者は、自動車を駐・停車する場合に、原動機の停止(アイドリング・ストップ)をしなければならない。また、駐車場管理者等は、その施設利用者に対し、駐・停車中の原動機の停止を周知しなければならない。	
	根拠 条例 規則 要綱 協定 なし				協定 なし	
效	果	各種事業	業活動	こおける温室効	中果ガスの排出抑制	
備	拷					

図1 事業活動における環境負荷低減の取組(第6条~第9条関連)

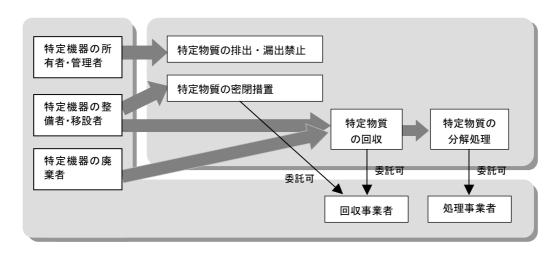
(平成13年度に地球温暖化対策事業者となった者について、平成14年度から計画書の提出を求める)



条例違反:取組を実施しない地球温暖化対策事業者に対して、知事が勧告を行う

図2 冷媒用フロンの排出禁止及び破壊処理(第10条~第17条関連)

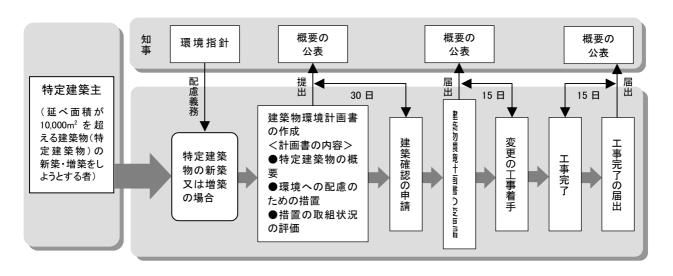
(平成13年4月1日から施行)



条例違反:取組を実施しない特定機器の所有者・管理者等に対して、知事が勧告を行う

図3 建築物の建設にあたっての環境配慮の取組(第18条~第25条関連)

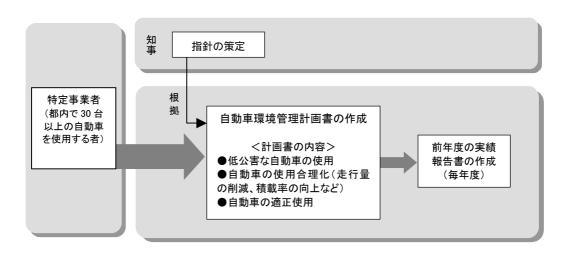
(平成14年6月1日から施行)



条例違反:取組を実施しない特定建築主に対して、知事が勧告を行う

図4 自動車環境管理計画書の提出(第28条~第33条関連)

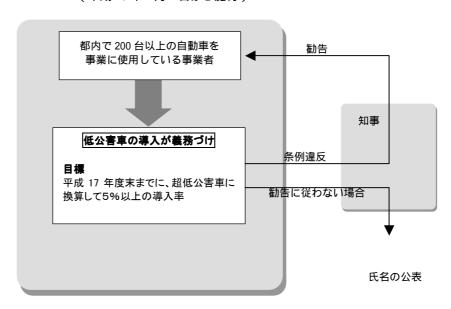
(平成13年1月1日から施行)



条例違反:取組を実施しない特定事業者に対して、知事が勧告を行う

図5 低公害車の導入義務(第35条~第36条関連)

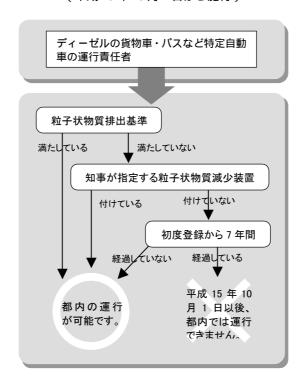
(平成13年4月1日から施行)



条例違反:取組を実施しない事業者に対して、知事が勧告を行う

図 6 ディーゼル車の運行禁止(第37条~第42条関連)

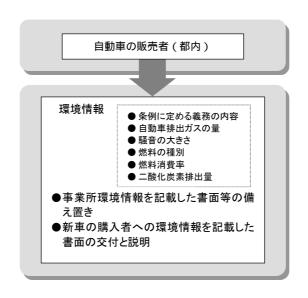
(平成 15年 10月 1日から施行)



条例違反:取組を実施しない運行責任者に対して、知事が運行禁止命令を発する。命令に違反した場合は罰則(50万円以下の罰金)を課す。(これとは別に、荷主の義務違反に対する知事の勧告の仕組みが設けられている。)

図7 自動車購入時における環境情報の説明の義務(第47条~第48条関連)

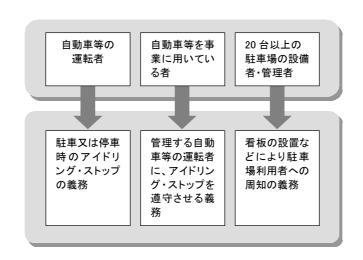
(平成16年4月1日から施行)



条例違反:取組を実施しない自動車の販売者に対して、知事が勧告を行う。

図8 アイドリング・ストップ (第52条~第56条関連)

(平成13年4月1日から施行)



条例違反:取組を実施しない自動車の運転者等に対して、知事が勧告を行う。